

岐阜県公報

第二千八百四十一号
平成二十九年四月二十一日

(金曜日)

目次

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 二四六^{ページ}

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税 務 課) 二四六

総合特別区域法に基づく指定法人の指定

(航空宇宙産業課) 二四六

肥料の登録

(農産園芸課) 二四六

肥料の登録の有効期間の更新

(同) 二四七

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 二四八

岐阜県警察関係手数料徴収条例に基づく手数料の収納事務

(交通規制課) 二四九

の委託

(同) 二四九

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 二四九

訂正届が提出された衆議院小選挙区選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の

(同) 二五〇

要旨の公表

(同) 二五〇

公 示

鳥獣捕獲等事業者の認定に関する件

(環境企画課) 二五〇

普通肥料検査の結果

(農産園芸課) 二五一

基本測量の終了

(用地課) 二五二

公共測量の終了

(同) 二五二

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(技術検査課) 二五三

高富都市計画の図書縦覧

(都市政策課) 二五三

落札者等に関する公示

(出納管理課) 二五三

土地改良区役員の就任

(西濃農林事務所) 二五四

土地改良区役員の退任及び就任

(同) 二五四

土地改良区の変更新認可

(同) 二五五

土地改良区役員の退任及び就任

(恵那農林事務所) 二五六

平成二十九年岐阜県職員採用大学程度試験、短大卒程度

(人事委員会) 二五七

試験(土木)及び資格免許職試験(薬剤師・保健師)の実

施

平成二十九年身体障がい者を対象とした岐阜県職員(行

政(大卒程度)採用試験の実施

(同) 二六二

(同) 二六二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十九年四月二十一日

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十八号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号ル及びワを次のように改める。

ル 市町村立小中学校等事務職員採用試験

ワ 身体障害者を対象とした市町村立小中学校等事務職員採用試験

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百四十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四條の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
-----	-------	-----------------	-------

株式会社満留肥商店	加藤 彰久	多治見市本町五丁目六番地	平成二八・一一・三〇
-----------	-------	--------------	------------

岐阜県告示第二百四十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六條第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七條第十項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
メイラ株式会社	愛知県名古屋市中村区椿町一七番一五号	平成二九・三・三	平成三〇・三・三

岐阜県告示第二百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七條第一項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六條第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第九一四号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土石灰	アルカリ分五五・〇	公定規格のとおり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番地の一
岐阜県第九一五号	混合石灰肥	スーパード状消石灰	アルカリ分六五・〇	同	醒井工業株式会社 滋賀県米原市大鹿一二三四番地

岐阜県第 九一六号	混合石灰肥 料	スーパー粒 状五苦土消 石灰	アルカリ分 六五・〇 五・〇	同	同
岐阜県第 九一七号	混合石灰肥 料	スーパー粒 状消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	近江鉱業株式会社 滋賀県米原市長岡一 七八〇番地
岐阜県第 九一八号	混合石灰肥 料	六五粒状消 石灰	アルカリ分 六五・〇	同	マルアイ石灰工業株 式会社 大垣市赤坂町三三五 一 番地

岐阜県告示第二百四十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
岐阜県第 四二八号	生石灰	九〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該 当 な し	近藤石灰工業株式会 社 大垣市赤坂町三二六 九番地
岐阜県第 四二九号	生石灰	九五生石灰	アルカリ分 九五・〇	同	上田石灰製造株式会 社 大垣市赤坂町三七五 一 番地
岐阜県第 四三〇号	生石灰	九〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	同	同
岐阜県第 一一一七号	炭酸カルシ シ	一一苦土力	アルカリ分	公定規	同

五八〇号	ウム肥料	ル	五五・〇 一・〇	格のと おり	
岐阜県第 六五五号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土力	アルカリ分 五五・〇 一五・〇	同	同
岐阜県第 六五六号	生石灰	九〇生石灰	アルカリ分 九〇・〇	該 当 な し	矢橋工業株式会社 大垣市赤坂町二二六 番地
岐阜県第 九六号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土力 ル二号	アルカリ分 五五・〇 一〇・〇	公定規 格のと おり	上田石灰製造株式会 社 大垣市赤坂町三七五 一 番地
岐阜県第 七八〇号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該 当 な し	マルアイ石灰工業株 式会社 大垣市赤坂町三三五 一 番地
岐阜県第 八五九号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	同	小野憲一 新瀨県糸魚川市大字 須沢字大坪三四六〇
岐阜県第 八六〇号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	同	同
岐阜県第 八六一号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	同	青海石灰製造株式会 社 新潟県糸魚川市大字 須沢字大坪三四六〇
岐阜県第 八六二号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	同	同
岐阜県第 八六三号	炭酸カルシ ウム肥料	共栄炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 一五・〇	公定規 格のと おり	共栄ジャパン有限会 社 愛知県清須市須ヶ口 三三四番地の一
岐阜県第 一一一七号	炭酸カルシ シ	共栄粒状炭	アルカリ分	同	同

八六四号	ウム肥料	酸苦土石灰	可溶性苦土 一五・〇			
岐阜県第 八六五号	炭酸カルシ ウム肥料	CCF炭酸 苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	シーシーエフジャバ ン有限公司 愛知県岡崎市市場町 字東町一三番地	
岐阜県第 八六六号	炭酸カルシ ウム肥料	CCF粒状 炭酸苦土石 灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	
岐阜県第 八六七号	炭酸カルシ ウム肥料	南星炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	南星産業株式会社 奈良県大和郡山市莟 志院町三七八番地	
岐阜県第 八六八号	炭酸カルシ ウム肥料	南星粒状炭 酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	
岐阜県第 八六九号	炭酸カルシ ウム肥料	パイオ炭酸 苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	日本パイオ化学工業 有限公司 神奈川県川崎市宮前 区神木二丁目六番一 〇号	
岐阜県第 八七〇号	炭酸カルシ ウム肥料	パイオ粒状 炭酸苦土石 灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	
岐阜県第 八七一号	炭酸カルシ ウム肥料	誠信炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	誠信産業株式会社 羽島市足近町南宿一 五六番地一	
岐阜県第 八七二号	炭酸カルシ ウム肥料	誠信粒状炭 酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	

岐阜県第 八七三号	炭酸カルシ ウム肥料	矢橋炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	矢橋商事株式会社 愛知県西尾市和泉町 一三三番地
岐阜県第 八七四号	炭酸カルシ ウム肥料	矢橋粒状炭 酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同
岐阜県第 九〇〇号	副産動物質 肥料	肥料用セラ チンネット	窒素全量 七・〇	同	中日本カプセル株式 会社 大垣市荒尾町二二九 番地の二

岐阜県告示第二百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路
の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五
年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

瑞穂市古橋字土海道一四四〇番四	幅員 四・〇〇	延長 三・三三	指定番号 岐西建築第 二一四四号の 二〇	年月日 平成 二九・二・一五
羽島市正木町須賀字明城寺二五八 六番七及び二五八六番九	幅員 四・〇〇	延長 三・三三	指定番号 岐西建築第 一一四四号の 一九	年月日 同 三・九
瑞穂市牛牧字札木八四三番四	幅員 四・三三	延長 三・三三	指定番号 岐西建築第 一一四四号の 二二	年月日 同 三・三

羽島市竹鼻町飯柄字高田七四二番九	六〇〇	五・三〇	岐西建築第一四四号の二	同	三・二
------------------	-----	------	-------------	---	-----

中濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年 月 日 定
関市倉知字北久郷九四二番一	六〇〇	六・三	中建築第四一号の一七	平成二九・三・三
関市西仙房五〇番四	五〇〇	三・六五	中建築第四一号の一八	同 三・七

東濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年 月 日 定
恵那市大井町字柳ヶ壺一三三四番一及び一三三一番一	六〇〇	四・五	東建築第六四号の一四	平成二九・一・一六
土岐市土岐津町高山字盆縄手二八七番六、二八八番二及び二九〇番一	六〇〇	八・五	東建築第六四号の一五	同 三・二〇
土岐市土岐津町高山字盆縄手二九〇番二	六〇〇	一〇・七	同	同
恵那市大井町字的ヶ屋敷三八一番一〇七	六〇〇	一三・六	東建築第六四号の一六	同 三・三〇
土岐市泉町定林寺字西洞五三六番三の一部 同字竈五三四番三三、同番三八及び同番四〇	四〇〇(六・三)	六・九	東建築第六四号の一七	同 三・二

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十五十号

岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)別表第一七の表

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	仕たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
---------	------	--------	------------	--------------------	-----------------	-----------------------------

一の項に規定する手数料の収納事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

受託者の名称及び住所 中央警備保障株式会社 岐阜市今沢町二番地	委託事務の内容 パーキング・メーター作動手 料の収納事務	委託期間 平成二十九年四月一日 から平成三十年三月三十一日まで
---------------------------------------	------------------------------------	---------------------------------------

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、次の政治団体は、平成二十九年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄付を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

青谷まき後援会	黒岩 潤	黒岩 潤	岐阜市今小町30
大塚ひろき後援会	大塚 洋輝	加納 直樹	瑞浪市陶町水上128 5
神岡町金子会	牛丸 欣吾	大坂 正人	飛騨市神岡町船津1102 1
岐阜県政経研究会	富田 清治	吉田 義弘	大垣市島里2 78
新世紀政治研究会	丸山 慎一	丸山 慎一	岐阜市雄鷺桜町3 82
西濃一心の会	八色 勝二	増田 浩資	大垣市外剱4 92 2
高木まさひろ後援会	高木 雅治	高木 直美	岐阜市茜部中島1 62 2
富田こうじ後援会	富田 耕二	富田 千夏	岐阜市上土居1 13 19
富田せいじ後援会	浅野 ひろ子	吉田 義弘	大垣市島里2 86
富田せいじを応援する会	浅野 ひろ子	吉田 義弘	大垣市島里2 86
西脇たつお後援会	西脇 辰男	大橋 賢治	大垣市藤江町6 22
平岡富弘後援会	佐合 重光	平岡 幸子	加茂郡八百津町八百津5025 1
山根一男と可児をより良く変えてゆく市民のネットワーク	山根 一男	山根 まさみ	可児市若葉台3 162

岐阜県選挙管理委員会公告第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第百八十九条第一項の規定により提出のあつた平成二十六年十一月十四日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」といふ。）について、訂正願の提出があつたので、次のとおりその額を公表する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

岐阜県第三区選挙区選出議員選挙の収支報告書の額（表1回分）と、報告書の額
 及び「その他の収入 0円」や「その他の収入 40,000円」及び「今回計 7,250,000円」や「今
 回の収入 7,650,000円」及び「今回計 7,650,000円」及び「総計 7,250,000円」や「総
 計 7,650,000円」である。

公 示

鳥獣捕獲等事業者の認定に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第十八条の二の規定により鳥獣捕獲等事業者の認定を行ったので、同法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

平成二十九年三月十三日

二 鳥獣捕獲等事業者の名称等

1 名称

有限会社中津川清掃

2 住所

中津川市千旦林一六二番地の九二

3 代表者の氏名

後藤 清一

鳥獣捕獲等事業者の認定に関する件

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十八条の二の規定により鳥獣捕獲等事業者の認定を行ったので、法第十八条の五第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 認定年月日

平成二十九年三月十六日

二 鳥獣捕獲等事業者の名称等

1 名称

特定非営利活動法人 Wildlife Service Japan

2 住所

岐阜市折立二三〇番地一 千万アパートへ四九

3 代表者の氏名

鈴木 正嗣

4 1の鳥獣捕獲等事業者は、法第十八条の五第一項第二号に掲げる基準に適合するものである。

普通肥料検査の結果

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定により行つた普通肥料の検査結果の概要を、同条第七項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十九年三月実施検査

肥料の種類	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要	
			分析検査	保証票の検査 その他の検査
消石灰	赤坂共同石灰 化工株式会社	六五消石灰	アルカリ	
副産動物質 肥料	中日本カプセル 株式会社	肥料用セラ チンネット	窒素全量 ひ素全量 カドミウ ム全量	

備考

- 一 分析結果及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しつるよう必要袋数（ばらの場合には必要部位数）を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。
- 二 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
- 三 空欄は、指摘事項等の該当がない場合である。

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修正測量）

三 作業期間

平成二十八年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

羽島市

二 作業種類

公共測量（基準点測量座標補正（パラメータ））

三 作業期間

平成二十九年二月六日から

同 年三月十五日まで

四 作業地域
羽島市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（道路台帳補正業務）

三 作業期間

平成二十八年九月二十八日から

平成二十九年三月二十七日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第二項の規定により独立行政法人都市再生機構中部支社長から次のとおり公共測量を終
了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の
規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

独立行政法人都市再生機構中部支社

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び地区界測量）

三 作業期間

平成二十八年八月二十二日から
平成二十九年三月十七日まで

四 作業地域

大垣市

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

処分をした年月日	平成二十九年三月十六日
商号又は名称	株式会社 辻工務店
主たる営業所の所在地	美濃加茂市 加茂野町加茂野八二一番地一
代表者の氏名	代表取締役 辻成美
処分の内容	坂祝町が発注した工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二第一項の軽微な建設工事の範囲を超える工事を請け負ったことによる営業停止処分。ただし、建設業の営業の全部について、平成二十九年三月三十日から四月三日までの五日間に限る。

高富都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

高富都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び山県市まちづくり・企業支援課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 用紙類の購入（単価契約）
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年1月27日
- 4 落札者を決定した日 平成29年3月10日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市柳津町流通センター1 3 2 株式会社トコロ営業本部 代表取締役 所 章互
- 6 落札金額 33,068,571円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課用度係

(2) 平井 隆 岐阜市野田町二丁目一番一号

土地改良区役員の就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
養老町河内北土地改良区	平成二九・四・二二	理事	佐竹和広	養老郡養老町色目	六四六番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	所
養老町大巻土地改良区	平成二九・三・三三	理事	野原政彦	養老郡養老町大巻	五四七番地
同	同	同	杉野利廣	同	三一六番地
同	同	同	伊藤正敏	同	五二二番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
養老町大巻土地改良区	平成二九・四・二一	理事	杉野利廣	養老郡養老町大巻	三一六番地
同	同	同	日比野正文	同	一四六四番地
同	同	同	田中宏実	同	二二四六番地
同	同	同	山森幸仁	同	一〇六二番地
同	同	同	近藤利春	同	一〇四九番地
同	同	同	橋本照昭	同	二九番地
同	同	同	澁谷誠	同	四二六番地
同	同	同	黒田二郎	同	五九五番地
同	同	同	田中新一	同	一五六九番地
同	同	同	橋本裕二	同	六六九番地

同	同	同	山森幸仁	同	一〇六二番地
同	同	同	近藤利春	同	一〇四九番地
同	同	同	田中義則	同	八一〇番地
同	同	同	石原和博	同	四二二番地
同	同	同	岡田睦夫	同	五〇一番地
同	同	同	伊藤幸利	同	一五二四番地
同	同	同	日比野登	同	一四五六番地
同	同	同	和田定夫	同	一六〇五番地
同	同	同	横山信一	養老郡養老町釜段	七九三番地
同	同	同	渡辺智久	大巻	二二五九番地
同	同	同	伊藤義雄	同	五二二〇番地
同	同	同	渡邊美彦	同	二二四五番地
同	同	同	前田勝治	同	一五六五番地
同	同	同	内堀勝廣	同	一七三番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	室原土地	平成 二元・三三	年月日	退任	役名	氏名	住所	所
同	同	同	同	同	理事	白井美幸	養老郡養老町室原	六五一番地
同	同	同	同	同	同	高木慶次	同	七〇四番地
同	同	同	同	同	同	長澤文康	同	六七六番地
同	同	同	同	同	同	横田等	同	七三六番地一
同	同	同	同	同	同	堀守	同	七三七番地一
同	同	同	同	同	同	三輪正雄	同	六二六番地
同	同	同	同	同	同	長沢重由	同	六二二番地
同	同	同	同	同	同	高田幸男	同	六〇三番地
同	同	同	同	同	同	伊藤文夫	同	六一〇番地一

就任した役員

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区

土地改良区	室原土地	平成 二元・四一	年月日	就任	役名	氏名	住所	所
同	同	同	同	同	理事	大矢賢治	養老郡養老町室原	六五五番地
同	同	同	同	同	同	高木慶次	同	七〇四番地
同	同	同	同	同	同	横田等	同	七三六番地一
同	同	同	同	同	同	三輪正雄	同	六二六番地
同	同	同	同	同	同	高田幸男	同	六〇三番地
同	同	同	同	同	同	川地治	同	五四四番地
同	同	同	同	同	同	高木敏幸	同	五三五番地一
同	同	同	同	同	同	青木之久	養老郡養老町高田	六九八番地五
同	同	同	同	同	同	川地薫	色目	一〇二七番地一
同	同	同	同	同	同	他田實	大坪	一六三番地一
同	同	同	同	同	同	長澤文康	室原	六七六番地
同	同	同	同	同	同	高木伸雄	同	六一八番地
同	同	同	同	同	同	川地賢治	同	五八六番地

土地改良法の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区

同	同	同	同	同	同	伊藤正男	同	四九二番地二〇
同	同	同	同	同	同	横山信一	養老郡養老町釜段	七九三番地
同	同	同	同	同	同	伊藤稔	大巻	一四七九番地
同	同	同	同	同	同	田中達也	同	二二五八番地
同	同	同	同	同	同	田中義彦	同	一五八三番地
同	同	同	同	同	同	田中眞	同	八〇七番地
同	同	同	同	同	同	鈴木良男	同	四九二番地一八

五〇七番地一

五四四番地

三六七番地

一〇一六番地

一六三番地一

六五五番地

六九〇番地

五三五番地一

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
栗 原 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 四 ・ 二 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 大 巻 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 四 ・ 二 一

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 江 月 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 四 ・ 二 一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
えな土地改良区	平成二九・三・三	理事	市川貞昌	恵那市長島町久須見 二五四番地
同	同	同	水野量夫	同 一〇七二番地四
同	同	同	小栗征一	同 一四〇五番地
同	同	同	安田幸夫	同 二〇四〇番地
同	同	同	小林洋志	恵那市長島町永田 六三三番地
同	同	同	足立武文	同 東野 二九〇八番地
同	同	同	藤井達朗	同 一七〇九番地
同	同	同	伊藤常光	同 一〇三六番地
同	同	同	三宅孝欣	同 二二四五番地一
同	同	同	牧野弘夫	恵那市三郷町野井 五六六番地
同	同	同	渡邊忠和	同 一七三六番地三八
同	同	同	西尾信幸	恵那市三郷町佐々良木一七六六番地
同	同	同	伊藤一成	同 一四八七番地二の四
同	同	同	成瀬正良	同 五九三番地
同	同	同	度會剛慶	恵那市三郷町椋実 三四七番地
同	同	同	伊藤春正	同 武並町竹折 四七一番地二
同	同	同	山本道一	同 一一一九番地二

就任した役員	役名	氏名	住所	所
同	同	田口 則夫	恵那市長島町久須見	一三三八番地
同	同	曾我 寿和	同	武並町藤 七七一番地四
同	同	渡邊 鈴政	同	一六八九番地一
同	同	前田 秋彦	同	四三番地
同	同	小川 智明	恵那市笠置町毛呂窪	一六六五番地一
同	同	市岡 孝之	同	長島町久須見 一四六二番地
同	同	小木 曾一隆	同	三郷町佐々良木 一九四番地二五八
同	同	千藤 二二三	同	東野 五九四番地
同	同	安田 享修	恵那市長島町久須見	二五四番地
同	同	加藤 勉	同	一三三三番地
同	同	安藤 嘉章	同	一六三九番地一
同	同	小林 洋志	恵那市長島町永田	六三三番地
同	同	足立 武文	同	二九〇八番地
同	同	勝重 男	同	二〇一四番地
同	同	伊藤 常光	同	一〇三六番地
同	同	光岡 伸康	同	二二六六番地三三
同	同	安藤 元宣	恵那市三郷町野井	一九四五番地
同	同	森岡 正憲	同	二五二番地
同	同	西尾 信幸	恵那市三郷町佐々良木	一七六六番地
同	同	石田 安孝	同	一三四番地四
同	同	稲垣 定男	同	九〇九番地
同	同	度會 博行	恵那市三郷町棕実	七七〇番地四
同	同	伊藤 春正	同	武並町竹折 四七一番地二

試験区分	採用予定人員
行政	八十人
行政	五人

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的な業務に従事する職員、短期大学卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする技術的な業務に従事する職員及び薬剤師・保健師に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事する職員を採用するためにあります。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

平成二十九年四月二十一日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

平成二十九年度岐阜県職員採用大学卒業程度試験、短大卒業程度試験（土木）及び資格免許試験（薬剤師・保健師）の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十九年度岐阜県職員採用大学卒業程度試験、短大卒業程度試験（土木）及び資格免許試験（薬剤師・保健師）を次のとおり実施します。

同	山本 道一	同	一三三三番地二〇
同	田口 則夫	恵那市長島町久須見	一三三八番地
同	伊佐地 恒男	同	武並町藤 七五一番地
同	前田 秋彦	同	四三番地
同	額 練一	同	一三三三番地二〇
同	小川 智明	恵那市笠置町毛呂窪	一六六五番地一
同	監事 小木 曾一隆	同	三郷町佐々良木 一九四番地二五八
同	同	同	五九四番地
同	渡邊 鈴政	同	武並町藤 一六八九番地一

試験名			試験区分															
大学卒程度試験			大学卒程度試験															
警察行政	行政	行政	保健師	薬剤師	土木	水産	化学	機械	電気	農業土木	建築	土木	森林科学	畜産	農学	心理	福祉	警察行政
次に掲げる者 一 平成二十九年四月一日における年齢が二十歳以上二十九歳未満の者 二 平成二十九年四月一日における年齢が二十			五	五	五	若	若	若	五	五	十	十	五	若	十	若	五	十
資格			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
試験資格			度	度	度	人	人	人	度	度	度	度	度	人	度	人	度	度
試験資格			短大卒程度試験															
試験資格			資格免許職試験															
試験資格			一歳未満の者で次に掲げるもの イ 学校教育法に基づく大学を卒業又は平成三十年三月までに卒業見込みの者 ロ 人事委員会がイに掲げる者と同等の資格があると認める者															
試験資格			平成二十九年四月一日における年齢が十九歳以上二十三歳未満の者 ただし、学校教育法に基づく大学を卒業（見込み）した者又はこれらに相当する資格を有すると人事委員会が認める者を除く。 平成二十九年四月一日における年齢が三十歳未満で、薬剤師免許を有する者又は平成三十年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者 平成二十九年四月一日における年齢が二十九歳未満で、保健師免許を有する者又は平成三十年に実施される国家試験による当該免許を取得する見込みの者															

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者（大学卒程度試験における「心理」「電気」「機械」「化学」及び資格免許職試験を除く。）

2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十九年六月二十五日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

大学卒程度試験及び資格免許職試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会及び現代の社会に関する問題、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分に行います。

短大卒程度試験については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分に行います。

(2) 専門試験

大学卒程度試験及び資格免許職試験については、試験区分に応じた専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。（行政を除く。）

短大卒程度試験については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。
試験問題の出題分野は、次のとおりです。
大学卒程度試験

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等
警察行政	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査等
福祉	一般心理学（心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）、調査・研究法、統計学等
心理学	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
農学	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般等
畜産	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学等
森林科学	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画等
土木	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工等
建築	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
農業土木	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等
電気	

<p>機 械</p> <p>数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作等</p>	<p>化 学</p> <p>数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学等</p>	<p>水 産</p> <p>水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学等</p>	<p>短大卒程度試験</p>	<p>試験区分</p> <p>出 題 分 野</p>	<p>土 木</p> <p>数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工等</p>	<p>資格免許職試験</p>	<p>試験区分</p> <p>出 題 分 野</p>	<p>薬 劑 師</p> <p>物理・化学・生物・衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度等</p>	<p>保 健 師</p> <p>公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論等</p>
<p>(3) 論文試験（短大卒程度（土木）を除く。） 識見、論理性、思考力等について試験を行います。 なお、この試験は、第二次試験として評価します。</p> <p>(4) 論文試験（行政のみ） 識見、論理性、思考力等について試験を行います。 作文試験（短大卒程度（土木）のみ） 表現力、思考力等について試験を行います。 なお、この試験は、第二次試験として評価します。</p> <p>(三) 合格者発表 平成二十九年七月四日（火）（予定）（行政）にあつては、平成二十九年七月十日（水）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員</p>									
<p>採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。 岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyo-joho/</p> <p>2 第二次試験 第一次試験の合格者に対して行います。</p> <p>(一) 日時及び場所 平成二十九年七月中旬から八月上旬（予定）（行政）にあつては、平成二十九年七月下旬から八月下旬（予定）までの間に岐阜市において行います。 なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。</p> <p>(二) 方法</p> <p>(1) 口述試験 人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。</p> <p>(2) 集団討論試験（行政）及び短大卒程度（土木）を除く。） 社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。</p> <p>(3) 適性検査 職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。</p> <p>(三) 合格者発表</p> <p>(1) 行政 を除く試験区分 第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十九年八月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。</p> <p>(2) 行政 第一次試験及び第二次試験の結果に基づいて第二次試験合格者を決定の上、平成二十九年八月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。</p> <p>3 第三次試験（行政のみ） 第二次試験の合格者に対して行います。</p> <p>(一) 日時及び場所 平成二十九年八月下旬から九月上旬（予定）までの間に岐阜市において行いま</p>									

す。

なお、詳細は、第二次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(三) 合格者発表

第一次試験、第二次試験、第三次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十九年九月中旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第三次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成三十年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われず。

五 給与等

平成二十九年度の新規採用者の行政職給料表適用職員の給料月額は、大卒者で十八万八千三百円、短大卒者で十六万七千八百円、医療職(二)給料表適用職員は、大学六卒者で二十一万四千円、大卒者で十九万四千四百円、医療職(三)給料表適用職員は、大卒者で二十一万四千九百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

なお、学校卒業後、民間等における職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤

六 勉強等が支給されます。 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「大卒請求」、「短大卒請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒受験」、「短大卒受験」又は「資格免許職受験」と朱書し、〒五 八五七（住所不要）岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十九年四月二十八日（金）から五月十九日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、五月十九日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験、第二次試験及び第三次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二 八七九六）へ問い合わせてください。

平成二十九年身体障がい者を対象とした岐阜県職員（行政（大学卒程度））採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十九年身体障がい者を対象とした岐阜県職員（行政（大学卒程度））採用試験を次のとおり実施します。

平成二十九年四月二十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として大学卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	行政五	人程度

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次の全ての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十九年四月一日における年齢が二十一歳以上三十四歳未満の者</p> <p>二 身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）</p> <p>四 活字印刷文による出題に対応できる者</p>

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行います。記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
- 1 第一次試験
 - (一) 日時及び場所
平成二十九年六月二十五日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。
 - (二) 方法
 - (1) 教養試験
公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会及び現代の社会に関する問題、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を大学卒業程度で二時間三十分以内に行います。
 - (2) 専門試験
公務員として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。
試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験区分	出題分野
行政	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係等

(3) 論文試験

識見、論理性、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十九年七月四日(火)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/jinji/saiyojoho/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十九年七月中旬から八月上旬(予定)までの間に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十九年八月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」といふ)に登載された上、任命権者からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成三十年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

平成二十九年度の新規採用者の給料月額は、十八万八千三百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員行政請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員行政受験」と朱書きし、〒五 八五七 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛てで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票には、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十九年四月二十八日(金)から五月十九日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。郵送の場合は、五月十九日(金)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用係（電話 五八二七二八七九六）へ問い合わせてください。

平成二十九年四月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社